

特定非営利活動法人シビルサポートネットワーク 出納管理規程

作成：平成 16 年 11 月 26 日
シビルサポートネットワーク規程第 3 号

第1章 総 則

第1条(目的)

この規程は、特定非営利活動法人シビルサポートネットワーク(以下、「CS ネット」と称す)の出納管理の基準を定め、適切な経理事務を行い、財政状態および収支状況を適正に把握することを目的とする。

第2条(適用範囲)

CS ネットの出納管理に関する事項は、定款および会計規程に定めのある場合のほか、この規程を適用する。

第2章 金銭の保管方法

第3条(保管の場所)

金銭は専用の鍵付き金庫を設け、保管する。

第4条(金庫の鍵・ダイヤル番号)

金庫の鍵の複製は2本までとし、事務局長および会計責任者のみに貸与する。また、鍵の被貸与者以外にはダイヤル番号を知らせないこととする。

第5条(出納担当者の交代)

鍵の被貸与者が交代した場合は、鍵とダイヤル番号を変更する。

第6条(金庫内保管物)

金庫内で保管するのは以下のものとし、私物と混同するおそれのあるものは保管しない。

- ① 現金
- ② 預金通帳
- ③ 現金類似物(金券等)
- ④ 団体の公印
- ⑤ その他事務局長が妥当と認めたもの

第3章 金銭の出納

第7条(金銭の出納)

金銭の出納は CS ネットの定めた証憑類により会計責任者または出納責任者が行い、証憑類のない入出金は一切行わない。

第8条(金銭出納における証憑類)

金銭出納に関する証憑類は以下のものとする。

- ① 支払請求書
- ② 領収書
- ③ 仮払申請書
- ④ 旅費交通費精算書
- ⑤ 給与・謝金支払明細
- ⑥ その他事務局長が認めたもの

第9条(取引金融機関の指定)

CSネットが取引する金融機関は、理事会の承認を経て代表理事が指定する。

第10条(手許保有金)

金庫内には日々の小口支払のために現金を保有することができる。

第11条(手許保有金の限度)

金庫内の手許保有金の限度は10万円とし、それ以上は速やかに取引金融機関口座へ入金する。ただし、やむを得ない事情により限度額を越えて保有する場合は、事務局長の判断により認める。

第12条(現金の運搬)

金額が大きな支払いは振込みとし、多額の現金を持ち運ばない。やむを得ない事情により現金の運搬をする場合には、複数人数で行う。

第4章 領収書

第13条(領収書の発行)

出納責任者が現金を領収するときは、規定の複写式領収書に記入し、領収印を押して発行しなければならない。

第14条(領収書の管理)

1. 領収書控用紙は、領収書束から切り離さず保管するものとする。
2. 領収書には一連番号を付す。
3. 領収書に誤記をしたときは、その領収控用紙に大きく×印と【書損】の表示をして、領収書束から切り離さずに保存しなければならない。

第5章 実 査

第15条(現金の実査)

出納責任者は入出金の度に現金を数え、現金出納帳と照合する。

第16条(預金残高の実査)

出納責任者は定期的に通帳記入を行い、預金出納帳もしくは総勘定元帳と照合する。

第17条(第三者の実査)

定期的に出納責任者以外の第三者が、下記事項について実査をする。

- ① 現金と現金出納帳の照合
- ② 領収書と現金出納帳の照合
- ③ 預金通帳と総勘定元帳預金残高の照合

第18条(現金過不足)

1. 万一、現金有高と現金出納帳残高に差異が発生した場合は、現金過不足勘定で処理をする。
2. いったん過不足勘定で処理した後も、継続的に差異の究明調査を行う。

第19条(現金過不足勘定の振替)

調査を尽くしても現金過不足の原因が究明できなかった場合は、決算時に理事会の承認を得た上で「雑収入」もしくは「雑損失」に振替える。ただし、現金過不足の絶対値金額が5,000円を越える場合は、別途理事会に報告を行わなければならない。

第6章 諸証憑の運用

1. 仮払申請書

第20条(仮払の原則)

仮払いは立替払いが困難な支払が発生した場合のみ、事務局長の判断により行う。

第21条(仮払申請書)

仮払いを希望する場合は、所定の「仮払申請書」に必要事項を記入し、事務局長の決裁を受ける。

第22条(仮払いの精算)

仮払いを受けたものは、事後速やかに(3出勤日以内)に精算を行う。ただし、受託事業等においては、事業終了時に精算を行うことを認める場合がある。

2. 旅費交通費精算書

第23条(旅費交通費の精算)

出張・外出をしたものは、旅費交通費規程に従い帰着後3出勤日以内に、「出張報告書」とともに「旅費交通費精算書」を提出し、旅費交通費の精算を行う。ただし、受託事業等においては、事業終了時に精算を行うことを認める場合がある。

付 則

この規程は、CSネットの成立の日から施行する。